

ふくいアートプロジェクト助成金支給要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、ふくいアートプロジェクト助成金（以下「助成金」という。）の支給について、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第2条 地域の担い手を中心となり、参加者や多様な組織と協働し、文化芸術の自由で柔軟な視点や発想によって新たな価値を創造するアートプロジェクトを行う団体に対して助成金を支給することにより、これらのプロジェクトが地域に浸透・定着し、未来に向けて地域を活性化させる変化を生み出すことを目的とする。

(対象団体)

第3条 助成の対象となる団体は、福井県内に主たる活動拠点を置き、構成員が2名以上の団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する団体を除くものとする。

- (1) 市町（ただし、民間団体を主体とする実行委員会に市町が参加する場合は対象とする。）
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とする団体
- (3) 暴力団または暴力団員の統制下にある団体

(対象事業)

第4条 助成の対象となる事業は、以下の要件を満たすアートプロジェクトで、別表1に掲げる区分のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 文化芸術の担い手が地域住民、団体等と協議する事業であること
- (2) 将来ビジョンが明確であり、次年度以降も継続的に取り組む意思があること

(助成率および支給額)

第5条 助成金の支給は1年度につき1団体あたり1回を限度とし、助成率および上限額は別表1に掲げるとおりとする。

2 助成金の算定基礎となる対象経費については別表2のとおりとする。

(申 請)

第6条 助成金の支給を受けようとする団体は、次の各号に掲げる申請書類を公益財団法人福井県文化振興事業団（以下「事業団」という。）が指定する期日までに事業団に提出するものとする。

- (1) 支給申請書（様式第1号）
- (2) 事業実施計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 団体規約および役員名簿
- (5) 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書
- (6) その他参考資料

(事前着手)

第7条 助成金の支給決定前に実施した事業については助成金の支給対象外とする。ただし、やむを得ない事由により、助成金の支給決定前に事業を実施しようとする場合において、着手前に事前着手届（様式第4号）を提出したときは、この限りではない。

(支給の決定)

第8条 事業団は、第6条による申請があった場合、当該申請の内容を審査の上で、支給の可否を決定するとともに、適当と認めるときは、支給決定通知書により速やかに申請者に通知する。

(事業計画の変更)

第9条 支給対象団体は、第6条により提出した事業実施計画を変更または中止するときは、次の各号に掲げる書類を事業団に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更承認申請書（様式第5号）
- (2) 事業実施計画書（変更）（様式第6号）
- (3) 収支予算書（変更）（様式第7号）

(実績報告)

第10条 支給対象団体は、事業が完了した日から1月以内、または事業団が定める日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる報告書類を事業団に提出するものとする。

- (1) 実績報告書(様式第8号)
- (2) 事業実施概要(様式第9号)
- (3) 収支決算書(様式第10号)
- (4) 会計関係書類の写し
- (5) その他参考資料

(助成金の額の確定)

第11条 事業団は、前条により実績報告を受けた場合においては、当該報告に係る助成事業の成果が支給決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、適合すると認めるときは、支給すべき助成金の額を確定し、当該支給対象団体に速やかに通知する。

2 助成金の額を確定した場合において、概算払いにより既にその額を超える助成金が支払われているときは、その差額を事業団へ返還しなければならない。

(助成金の請求)

第12条 支給対象団体が助成金の支払を受けようとするときは、請求書(様式第11号または様式第13号)を事業団に提出しなければならない。

2 事業団は、前項により助成金の支払の請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに支払うものとする。

(概算払の請求)

第13条 支給対象団体は、支給決定後、必要があると認められる場合、助成金の概算払を受けることができる。

2 支給対象団体が助成金の概算払を受けようとするときは、概算払承認申請書(様式第12号)を事業団に提出し、その承認を受けなければならない。

(支給決定の取消および返還)

第14条 申請団体が偽りその他不正な手段により助成金の支給決定を受けたことが明らかとなった場合、事業団は第8条の支給決定の全部または一部を取り消すことができる。

2 事業団は、前項の規定により助成金の支給決定を取り消した場合は、当該団体に対し支給決定を取り消す旨の通知を行い、既に助成金が支給されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(調査等の実施)

第15条 事業団は、助成金の支給に関し必要と認めるときは、助成金の支給を受けた者に対し、関係書類の提出または実地調査その他の調査等を行うことができる。

2 助成金の支給を受けた者は、前項に定める調査等に協力しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月21日から施行する。

別表 1 (第 4 条、第 5 条関係)

区分	内容	上限額 (助成率)
(1) プロジェクト支援	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術の力を活用して、地域の新たな文化創造に取り組む事業 これまでの活動で強化された活動基盤によって他の領域や地域に展開され、活動の定着に取り組む事業 	150 万円 (2/3)
	<p>【特別枠】 以下の内容を 1 つ以上含み、審査において優れていると認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 連携事業 2 インクルーシブ事業 3 次世代育成事業 	200 万円 (10/10) t
(2) 活動基盤強化支援	<ul style="list-style-type: none"> 文化芸術の力を活用して、地域の新たな文化創造に取り組む事業 他の領域や地域への展開および活動の定着が期待できる事業 	50 万円 (1/2)
	<p>【特別枠】 以下の内容を 1 つ以上含み、審査において優れていると認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 インクルーシブ事業 2 次世代育成事業 	100 万円 (2/3)
(3) 活動活性化支援	既存の文化芸術活動に加え、地域や県民に開き、活動の当事者を増やす新たな試みを盛り込んだ事業	20 万円 (1/2)
(4) 担い手育成支援	将来取り組むアートプロジェクトの新たな担い手となるべく、アートプロジェクトの思考や運営方法などを試行的に調査・研究する取組み	10 万円 (10/10)

別表2（第5条関係）

対象経費	制作費	作品等制作費、作品等実演費、賃借料（美術作品、機材等）等
	報償費	企画・調査料、出演料、講師謝金、通訳謝金等
	委託費	業務委託費（会場設営・撤去等）
	使用料	会場使用料（付帯設備費含む）、会場設営費等
	通信・運搬費	郵送料、通信費、道具・楽器等運搬費等
	人件費	事務整理・会場整理等賃金、労災保険料等 ※本事業で臨時に雇用する場合
	保険料	展示品保険、イベント保険等
	旅費	出演者・講師等の交通費、宿泊費等
	著作権料	著作権料およびその手続きに要する経費
	広告・印刷費	H P制作費、ポスター・パンフレット等デザイン料、印刷費等
	消耗品費	消耗品費等、助成対象事業で使用する物品代等 （1件3万円未満かつ複数購入する場合は合計10万円未満）
対象外経費	(1) 団体等の職員給与等人件費（社会保険料・通勤手当・期末手当等含む）	
	(2) 団体等の維持管理費（事務所賃料、電話代、光熱水費、生活雑貨、事務機器、文房具等の事務用品、ウェブサイト管理料等）	
	(3) 先進事例等の視察に係る旅費	
	(4) 航空・列車・船舶運賃の特別料金（グリーン車、ファーストクラス等）	
	(5) 飲食費（取材・打ち合わせ時の飲食代、レセプション費、打ち上げ費、ケータリング・弁当類）、交際費、タクシー料金、手土産代	
	(6) 施設整備費	
	(7) 当事業が終了しても団体に残るもの（備品、楽器等）	
	(8) コンクール、公募展に係る賞金、副賞、記念品代（賞状、表彰盾は可）	
	(9) 印紙代、各種手数料（振込手数料、入場券販売手数料、代引手数料等）	
	(10) 有料で配布する図録等の印刷費	
	(11) クラウドファンディングの返礼品	
	(12) 申請団体構成員に係る経費（出演・出品料、謝礼、旅費等）	
	(13) イベント来場者等へ無料配布するグッズや飲食類	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象経費は本事業の活動に要する経費として、明確に区分できるもので、かつ支払いに係る証拠書類によって金額等が確認できるものに限り、ます。 ・宿泊費については、1人あたり10,000円を上限として、実際に要した経費を対象とします ・社会通念上著しく高額と認められる場合は、助成対象外とします。 ・この表に該当しない経費については、別途お問い合わせください。 	

令和 年度 ふくいアートプロジェクト助成金

事業計画書

1 申請者

団体名	
所在地	〒
代表者	役 職： 氏 名：
担当者連絡先	住 所： 氏 名： 電 話： メー ル：

2 プロジェクト名

--

3 事業区分

助成区分	申請	特別枠※
(1) プロジェクト支援		
(2) 活動基盤強化支援		
(3) 活動活性化支援		
(4) 担い手育成支援		

※ (1) および (2) については、審査において特別枠として採択された場合はプロジェクトが①～③のうちどれに該当するか、「特別枠」欄に番号を記入してください。

- ①連携事業（(1) プロジェクト支援のみ）
- ②インクルーシブ事業
- ③次世代育成事業

4 事業費・支給申請額 ※千円未満切り捨て

事業費	千円
支給申請額	千円

5 プロジェクト内容

(1) プロジェクト実施期間

事業着手予定日：令和 年 月 日

事業完了予定日：令和 年 月 日

※事業着手は支給決定日（事前着手届を提出した場合は内示日）以降となります。

※令和9年2月末までに全ての支払いを終えて、実績報告が必要となります。

(2) プロジェクトの概要

①プロジェクトの概要（200字程度で簡潔に記載してください）

②趣旨・背景（プロジェクトの構想に至る経緯や現状・課題）

③プロジェクトの目的（実現したい「狙い」や期待する効果）

④地域住民や団体、企業などとの「狙い」を実現するために共に取り組む内容

⑤プロジェクトに携わる当事者（担い手、参加者）を増やすための工夫

※ 「（３）活動活性化支援」については、これまでの文化芸術活動に加えて、地域や県民に開くために実施する新たな取組を記載してください

（３）プロジェクトの詳細

1 プロジェクトの詳細

2 実施場所

3 対象者（誰を対象にプロジェクトを実施するか）

4 これまでの実績（昨年度までにも実施している場合、実施期間や参加人数等の実績を記入）

6 スケジュール（準備等も含め、本番までの過程が分かるように記載ください）

年月日	実施内容

7 成果目標

(1) 事業により達成したい目標、目標値を設定してください。

達成したい目標	目標値	目標の説明
1. 鑑賞者・来訪者数 (うち県外の鑑賞者・来訪者数)	人 (人)	
2. 当事者数（担い手・参加者） (うち県外の担い手・参加者数)	人 (人)	
3. その他 ()		

(2) 目標達成の検証方法、把握方法を記載してください。(200字以内)

--

8 将来ビジョン

令和9年度以降の計画、将来ビジョンを記載してください。(300字以内)
(本プロジェクトを地域に浸透・定着させていく方法を踏まえて記載)

--

9 本プロジェクトを運営する担い手 (企画・運営、広報、会計の責任者など)

担い手の氏名	役職	本プロジェクトにおける役割・業務

10 本プロジェクトで連携・協力・支援を受ける者 (個人や団体、自治体、企業など)

氏名・団体名	所属・分野	連携・協力・支援の内容

1 1 プロジェクトに対する他の補助金・助成金等申請状況

他の補助金・助成金等に申請している場合は申請状況を記載してください。申請予定の場合も記載してください。

補助金・助成金等名称	事業者名（例：〇〇財団等）	申請状況
		確定・申請中・予定
		確定・申請中・予定
		確定・申請中・予定

※福井県の他の補助金・助成金と重複して助成を受けることはできません。

また、国や地方自治体からの委託事業を本助成金に申請することも認められません。

1 2 団体プロフィール

団体名	
設立時期	
目的	
会員数	
主な活動実績	
ホームページ	
SNS	Instagram : Facebook : X : YouTube :

(添付書類)

- ・団体会則・定款、会員名簿を添付してください。
- ・これまでの活動実績がわかる資料（写真、チラシ、新聞記事等）がありましたら、一つのファイル（PDF）にまとめて電子データで提出してください。

収支予算書

		プロジェクト名	
		団体名	
		事業区分	
		助成上限額(円)	
		助成率	
1. 収入の部			(単位: 円)
費目	予算額	積算内訳	備考
自己資金			
他の地方公共団体補助金・助成金			
民間団体からの助成金			
寄附金・協賛金			
事業収入			
その他			
小計(A)			
助成希望額(B) ※ (千円未満切捨て)			
収入計(C) = (A) + (B)			
※助成希望額(B)は、対象経費(D)×助成率以内の金額としてください。			
2. 支出の部			(単位: 円)
	費目	予算額	内容 備考
対象 経費	制作費		
	報償費		
	委託費		
	使用料		
	通信・運搬費		
	人件費		
	保険料		
	旅費		
	著作権料		
	広告・印刷費		
	消耗品費		
	対象経費計(D)		
対象 外 経費	食糧費		
	その他		
	対象外経費計(E)		
	支出計(F) = (D) + (E)		
※収入計(C) = 支出計(F) となるように記入してください。			

公益財団法人福井県文化振興事業団
様

（申請者）所在地
名称
代表者

事前着手届

令和 年度ふくいアートプロジェクト助成金の申請事業について、下記のとおり支給決定前に着手したいので届け出ます。

1 申請事業名

2 事前着手の理由

3 事前着手（予定）日

令和 年 月 日

※採択内定以降の日付としてください。

※上記事前着手（予定）日より前に実施した事業については助成金の支給対象外となります。

※本事業については、申請日から支給決定を受けるまでの間において、計画変更を行わないでください。

公益財団法人福井県文化振興事業団
様

（申請者）所在地
名称
代表者

事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け福文事第 号により助成金の支給決定を受けた事業について、計画の変更を希望しますので、ふくいアートプロジェクト助成金支給要綱第9条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

1 申請事業名

2 計画変更の理由

3 変更の内容

既支給決定額	円
申請額(変更後)	円

4 添付書類

- (1) 事業実施計画書（変更）（様式第6号）
- (2) 収支予算書（変更）（様式第7号）

事業実施計画書（変更）

1. プロジェクト名
2. 内容 ※変更の理由と変更後の実施内容を具体的に記載してください。

収支予算書(変更)

事業名	
団体名	
事業区分	
支給上限額(円)	
支給率	

1. 収入の部 (単位: 円)

項目	予算額	増減	変更額	積算内訳	備考
自己資金		0			
他の地方公共団体補助金・助成金		0			
民間団体からの助成金		0			
寄附金・協賛金		0			
事業収入		0			
その他		0			
小計(A)		0	0		
ふくいアートプロジェクト助成金(B)		0			
収入計(C) = (A) + (B)	0	0	0		

2. 支出の部

項目	予算額	増減	変更額	積算内訳	備考
対象経費	制作費		0		
	報償費		0		
	委託費		0		
	使用料		0		
	通信・運搬費		0		
	人件費		0		
	保険料		0		
	旅費		0		
	著作権料		0		
	広告・印刷費		0		
	消耗品費		0		
対象経費計(D)	0	0	0		
対象外経費	食糧費		0		
	その他		0		
対象外経費計(E)	0	0	0		
支出計(F) = (D) + (E)	0	0	0		

事業実施概要

1. プロジェクト名	
2. 主催者（申請者）	
3. 後援・協賛団体等	
4. 申請区分	
※特別枠として採択された場合は事業名も記載してください。	
・プロジェクト支援	（ ） 特別枠【 】
・活動基盤強化支援	（ ） 特別枠【 】
・活動活性化支援	（ ）
・担い手育成支援	（ ）
5. 事業実施期間	
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
6. 実施概要	
※実施日、会場、実施内容、実績を明記してください。	
7. 事業実績（詳細）	
鑑賞者・来訪者数	（うち県外の鑑賞者・来訪者数） 人
当事者数（担い手・参加者）	（うち県外の担い手・参加者数） 人

事業全体を振り返り、成果や課題について記載してください。

事業の振り返り
○事業実施による成果・効果（地域への影響、課題解決の度合い）
○事業の波及効果
○事業に関わる人の多様性、交流促進

本事業の関係者として連携・協力した人、団体を記載してください。

氏名・団体	役割・担当業務など

今後に向けた取り組みについて記載してください。

運営上の課題・障壁となったこと

事業の継続・発展に向けた改善点やアイデア

今後の事業展開、将来ビジョン

公益財団法人福井県文化振興事業団
様

(申請者) 所在地
名称
代表者

請求書（精算払）

令和 年 月 日付け福文事第 号により額の確定を受けた令和8年度ふくい
アートプロジェクト助成金について、下記のとおり請求します。

支給決定額	円
既受取額	円
請求額	円
金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義（漢字）	
口座名義（カナ）	

※通帳の写し（表紙を開いた見開きページのコピー）を添付してください。

発行責任者・担当者氏名：
発行責任者・担当者連絡先：

公益財団法人福井県文化振興事業団
様

（申請者）所在地
名称
代表者

概算払承認申請書

令和 年 月 日付け福文事第 号で支給決定を受けた令和8年度ふくいアートプロジェクト助成金について、下記のとおり概算払を受けたいので申請します。

1 申請事業名

2 希望額

円

3 概算払が必要な理由

4 振込希望時期

令和 年 月

5 添付書類

- ・支出（予定）の内容が分かる請求書等の写しや、団体の資金状況が分かる書類（様式自由）

公益財団法人福井県文化振興事業団
理事長 八木 誠一郎 様

(申請者) 所在地
名称
代表者

請求書（概算払）

令和 年 月 日付け福文事第 号により概算払の承認を受けた令和8年度ふくいアートプロジェクト助成金について、下記のとおり請求します。

支給決定額	円
既受取額	円
今回請求額	円
金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
口座名義（漢字）	
口座名義（カナ）	

※通帳の写し（表紙を開いた見開きページのコピー）を添付してください。

発行責任者・担当者氏名：
発行責任者・担当者連絡先：